

令和5年度第2回小牧市国民健康保険運営協議会

令和5年12月20日（水）午後3時～
小牧市役所本庁舎 402会議室

【出席者】

〔被保険者代表〕

安江里美委員、夫馬照美委員、佐藤章子委員、加藤美智子委員

〔保険医等代表〕

吉田雄一委員、岩田登美子委員

〔公益代表〕

澤木厚司委員、瀬瀬昌章委員、小澤尚司委員、上野智委員

〔市側、事務局職員〕

伊藤福祉部長、小川福祉部次長

保険医療課 澤尻課長、余語係長、野村係長、宮崎主事、宮野主事

○野村係長

定刻となりましたので、ただいまより令和5年度第2回小牧市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

なお、本日は保険医代表の渡邊様、梶野様が、ご都合により欠席とご連絡いただいております。

また、当協議会の傍聴の申出はありませんでしたので、報告いたします。

まず、本日、机の上に議事録作成のため、マイクがところどころに置いてあります。手狭になりまして申し訳ありませんが、ご了承いただきますようお願いいたします。

次に、お手元の資料の確認をお願いいたします。

「令和5年度第2回小牧市国民健康保険運営協議会次第」が、A4サイズで1枚です。

諮問「小牧市国民健康保険税率等の改正について」の資料としてクリップどめの諮問資料がA4サイズで2枚と、ホチキスどめの「小牧市国民健康保険税率等見直しに関する方針（案）」がA4サイズで2枚です。

また、「第3期データヘルス計画の素案について」の資料がA4サイズで56ページ、29枚、A3サイズで1枚です。

資料のご確認をお願いいたします。不足等ございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、次第に従いまして、始めさせていただきます。

まず始めに、瀬瀬会長よりご挨拶をお願いいたします。

○瀬瀬会長

それでは皆さん改めましてこんにちは。

本日は、お忙しい中、小牧市国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日は次第にもありますように、小牧市国民健康保険税率等の改正についての諮問が予定されております。

小牧市国民健康保険財政の根幹に関わる重要な議題であります。

また、第3期データヘルス計画素案についての説明を予定しております。

皆様のご意見を伺いながら、協議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げまして、簡単でございますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○野村係長

ありがとうございました。

続きまして、伊藤福祉部長からご挨拶申し上げます。

○伊藤部長

改めまして皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中、また少し遅い時間での招集にもかかわらず、小牧市国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様には、日頃から、本市の医療保険行政にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

本日の会議ですが、来年度、令和6年度の保険税率について諮問を予定しております。

国から、決算補填等目的の一般会計繰入金の早期解消が強く求められており、本市におきましても、国の方針に従い、決算補填等目的の一般会計繰入金を解消すべく、保険税率等の見直しを進めております。

先月20日に、来年度の仮の納付金額、市が県に納める納付金でございますが、そのための標準保険料率が示されました。

高齢化の進展や医療の高度化などの影響で、保険給付費は増加しており、それに合わせて、納付金額、標準保険料率も上昇しております。大変厳しい状況でございます。詳細は後ほど説明させていただきますが、これらをもとに算定した保険税率に改正するため、本日諮問をさせていただくものでございます。

このほかに、国保加入者の健康増進と医療費の適正化を目的としたデータヘルス計画の素案ができましたので、ご説明させていただきます。

委員の皆様には、それぞれの立場から忌憚のないご意見をいただくことをお願ひ申し上げます。会議開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○野村係長

続きまして、今回は委員の皆様には、「小牧市国民健康保険税率等の改正について」をご審議いただくため、ただいまから、諮問書を伊藤福祉部長から会長にお渡しいたします。

○伊藤部長

諮問書を朗読させていただきます。

小牧市国民健康保険税率等の改正について（諮問）

国民健康保険法及び小牧市国民健康保険運営協議会規則の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

諮問事項、「令和6年度小牧市国民健康保険税率を、諮問書記載のとおりに改正する」

であります。

どうぞよろしく願いいたします。

○野村係長

それでは、本日の議事に移らせていただきたいと思います。議事の進行につきましては、小牧市国民健康保険運営協議会規則第3条の定めによりまして、瀬瀬会長をお願いいたします。

○瀬瀬会長

はい。それでは議事に入りたいと思いますが、その前に、事務局から本日の委員の出席者数の報告をお願いします。

○余語係長

ただいまの出席委員は10名であります。

○瀬瀬会長

過半数の委員の出席をいただきましたので、本日の協議会は成立いたしました。

次に、小牧市国民健康保険運営協議会規則第8条の定めによりまして、本日の議事録の署名者を指名いたします。澤木委員と安江委員を指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

先ほどいただきました、3 議題の（1）諮問から、「小牧市国民健康保険税率等の改正について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○澤尻課長

はい。それでは、諮問「小牧市国民健康保険税率等の改正について」説明いたします。着座にて失礼します。お手元の諮問資料をご覧ください。

「令和6年度の国民健康保険税について」で、1 小牧市国民健康保険税率等の見直しについてでございます。

これまでの経緯を改めて説明いたします。

平成30年度、国民健康保険制度改正に伴い、決算補填繰入金、これは本市の国保事業の収支不足額を一般会計から補填してもらっている金額ですが、こちらの削減、解消が国から求められ、国保税率改正を行うこととなりました。

しかし、国が求める保険税水準に一度に引き上げると、被保険者にとって急激な負担増となるため、本市においては、激変緩和策として、決算保険繰入金は令和9年度までの10年間で削減、解消することとし、平成29年12月20日に、「平成30年度国民健康保険制度改革に伴う小牧市国民健康保険税率等見直しに関する方針」を定めました。

平成30年度分から令和2年度分までは、当初決定したこの方針に、あらかじめ率を定め、税率等を改正してまいりました。

令和3年度保険税率については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が市民生活に及ぼす影響を鑑み、資産割税額を除き、令和2年度水準としました。

また、令和3年11月に県から示された納付金仮算定額が、令和3年度分以前と異なり、大きく増額に転じたことから、令和4年度以降の税率等は、各前年度に定めることとしました。

令和4年度は資産割を廃止し、所得割などは激変緩和を講じつつ標準保険料率に近づける税率改正を行いました。

令和5年度も激変緩和を講じつつ、標準保険料率に近づける改正を行いました。

今回、令和6年度の税率等を算定するにあたり、「平成30年度国民健康保険制度改革に伴う小牧市国民健康保険税率等見直しに関する方針」を見直しております。方針を見直した点は、二点あります。

一つ目は、税率等の算定方法です。

これまでは、標準保険料率と現在の保険税率の差を決算補填等目的による繰入の解消年度までの年数で割って、均等に調整する方法でしたが、これを改め、標準保険料率を上限に、前年度の税率等に1.08を乗じて算定することといたしました。想定目標値の設定についても同様の算定方法といたしました。

二つ目は、決算補填等目的による繰入を解消する年度を令和9年度から令和11年度に延伸することといたしました。

この変更理由であります。令和4年度以降、県への納付金の1人当たりの額は大幅に増えている中、今回、愛知県から示された納付金の1人当たりの額の伸び率は5.8%でありました。

これまで、1世帯当たりの保険税の最大上昇率を8%とする激変緩和措置を維持しつつ、方針による算定を行ってきましたが、今回、今までの算定方法で試算すると、保険税の平均伸び率は5.2%となり、納付金の伸び率を下回りました。

このままでは、さらに赤字額が膨らみ、また、令和9年度の決算補填等目的による繰入の解消のめどが立たないため、決算補填等目的による繰入を解消する年度及び税率等の算定方法を見直すことといたしました。

2 令和6年度の税率案の考え方についてであります。

これまで、激変緩和策として、1世帯当たりの保険税の最大上昇率を8%としてきたことから、今回の改正についても、この範囲内で保険税を見直しつつ、決算補填等目的による繰入の解消を進めたいと考えております。

裏面をお願いします。

3 令和6年度の税率案についてであります。

令和5年度の税率等に1.08を乗じて得た税率等を基本として、設定した税率案は、表のとおりとなります。

税率等設定対象年度の前年度の国保事業納付金、仮算定時に示される標準保険料率を上限としており、既に超えている税率等については、税率等設定対象年度の前年度の税率等としております。

具体的には、世帯別平等割額の基礎課税分について、今回示された、標準保険料率

を超えているため、2万400円のまま、据置きとしております。

令和5年6月の被保険者の人数、所得状況をベースとして、令和6年度保険税率案で計算しますと、令和5年度保険税率での計算より1世帯当たりの平均課税額は、1万60円、6.7%上昇し、最大上昇率は8%、最大上昇額は6万8800円となりました。ページの下の部分、モデル世帯の税額の比較です。

Aとしまして両親と子供の4人世帯の例、Bとしまして、年金収入のみの夫婦2人世帯の例、そして、Cとしまして単身世帯の例で、所得区分をそれぞれ3パターン記載しています。

中央の所得172万円のモデルは、国保加入世帯の平均所得を使用して試算したものです。

4人家族で所得50万円の世帯で年間7500円、7.5%増、所得172万円の世帯で年間1万9900円、7.6%増、所得300万円の世帯で年間3万1500円、7.7%増となります。

年金収入のみの2人世帯の場合、所得50万円の世帯で年間2200円、6.6%増、所得172万円の世帯で年間9800円、7.2%増、所得300万円の世帯で年間1万8300円、7.5%増となります。

単身で所得50万円の世帯で年間2900円、6.6%増、所得172万円の世帯で年間1万3600円、7.2%増、所得300万円の世帯で年間2万2300円、7.5%増となります。

次に、資料3ページ、表が載っているページをご覧ください。

県内市町村の保険税額、決算補填繰入金状況でございます。

平成30年度以降、税率改正を重ねてきたものの、令和4年度決算における本市の保険税額は、県内54市町村中、1世帯当たり、1人当たり、ともに48番目、安いほうからだと、7番目です。

また、決算補填繰入を実施している市町村は、54市町村中25市町村で、本市の繰入額は総額では3番目、1世帯当たり、1人当たりでは、いずれも4番目です。なお、小牧市の令和5年度の決算補填繰入金の額は、令和4年度よりさらに増加する見込みとなっております。

これは、保険税額を低く抑える結果、多額の決算補填繰入金を要する状態です。資料の説明は以上です。

次に、事前にいただいたご意見、一点についてご紹介をいたします。

いただいたご意見として、「昨今、年々貧困化が進む中、健康のセーフティネットである国民健康保険では、税率を上げにくい時期だと思うが、市民から理解が得られるよう、現状と今後について、周知を徹底したほうがよいと思う」という意見をいただきました。

資料については配付しておりません、申し訳ございません。

ご意見、ありがとうございます。

国民健康保険は、他の医療保険制度に加入されていない、全ての住民の方を対象とした医療保険制度であり、加入者に高齢者や低所得者が多いという特徴があります。こういったことを考慮し、持続可能な医療保険制度の構築に向けて、あくまでも、段階的に赤字解消を目指し、激変緩和措置を講じながら、急激な負担増とならないよう、税率等を改正していきたいと考えております。

また、市民の皆様の理解を得られるよう、市のホームページや広報を通して、国民

健康保険の現状や、今後の税率改正の必要性等を丁寧に説明していきたいと考えております。

以上で、「小牧市国民健康保険税率等の改正について」の説明とさせていただきます。

○瀬瀬会長

はい、ありがとうございました。事務局の説明は終わりました。

皆様からのご意見、ご質問等いただきたいと思いますが、何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご意見もないようでありますので、皆さんもお忙しいこととしますので、できましたら本日結論を出していきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

○瀬瀬会長

異議なしの声をいただきましたので、本日諮問がありました「小牧市国民健康保険税率等の改正について」を、案のとおり改正することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全委員挙手)

○瀬瀬会長

はい、ありがとうございました。

全員一致でありますので、「小牧市国民健康保険税率等の改正について」は、諮問事項の表のとおり、改正することに決定いたしました。

なお、本日決定いたしました内容を答申することになりますが、お忙しい方ばかりでありますので、お許しをいただければ、私と澤木副会長が代表して答申を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

○瀬瀬会長

ありがとうございます。それでは、(1) 諮問につきましては、以上で終わります。

次に、(2) 報告「第3期データヘルス計画素案について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○澤尻課長

それでは、小牧市第3期データヘルス計画素案について説明をさせていただきます。着座にて失礼します。

まず、「小牧市第3期データヘルス計画及び第4期国民健康保険特定健康診査等実施計画案について」、最後のページにあるかと思いますが、A3サイズの1枚をまずご覧ください。

まず、1 計画の法的な位置づけと計画期間であります。

平成26年に国民健康保険法に基づく「保健事業の実施等に関する指針」が改正され、平成27年度から3年の期間で、第1期データヘルス計画を策定しています。近年、特定健診の結果やレセプトが電子データ化されておりますので、そのデータを使用して、どのような疾病に医療費がかかっているのか、あるいは、健診結果数値や、医療費の年齢別、性別、市町村の傾向などを分析することにより、優先すべき健康課題を抽出し、その課題解決のための保健事業の実施計画でございます。

第2期から、計画期間が6年となり、令和5年度が終期となりますので、令和6年度から令和11年度までの6か年計画として策定するものです。

また、特定健康診査・特定保健指導の実施計画は、データヘルス計画の個別事業計画にある特定健康診査、特定保健指導の具体的な実施方法等を定めるものであり、両計画の整合性を保つため、現行の計画と同様に、第3期データヘルス計画と一体的に策定しております。

2 策定方法であります。これまでのデータヘルス計画及び特定健康診査等実施計画の方向性を踏襲しています。

国は、データヘルス計画の標準化の取組を推進しており、今回は、県下36市町村が採用した標準化ツールを使用し、健康課題と解決策である保健事業等をひも付ける構造にすることで、手順の効率化を図るとともに、標準化ツールを使用している他保険者との比較が容易となり、効果的なノウハウの抽出及び保険者間での共有を図りました。

下の表のとおり、これまでに国保連合会が運営する保健事業支援・評価委員会等の支援を受けながら、計画を作成しております。

それでは、表紙に「小牧市第3期データヘルス計画素案」と書かれた冊子の2ページをお願いします。こちらは目次になりますが、全体の流れを説明させていただきます。

「Ⅰ 基本的事項」では、計画の趣旨、計画期間、実施体制、人口、被保険者数、関係機関等の基本情報、保険者の特性、前期計画等に係る考察などを記載しています。

「Ⅱ 健康・医療情報等の分析と課題」では、データ分析により健康課題を抽出しています。

「Ⅲ 計画全体」では、健康課題と解決策である保健事業をひも付けるとともに、計画全体の目標とその評価指標を設定し、令和11年度までの目標値を記載しています。

「Ⅳ 個別事業計画」では、健康課題に対応する14の保健事業について、個別の計画を記載しています。

それぞれ、事業の目的、事業の概要、成果指標であるアウトカム指標、活動指標であるアウトプット指標、指標の目標値、事業の実施方法、体制など記載しています。

「Ⅴ 第4期特定健康診査等実施計画」では、特定健康診査と特定保健指導の実施に関する基本的な事項や成果目標、年間スケジュールなどを記載しています。

「Ⅵ その他」では、データヘルス計画の評価・見直し方法、公表・周知方法、個人情報取扱いなどを記載しています。

以上が全体の流れになります。

内容につきましては、基本的に、これまでのデータヘルス計画及び特定健康診査等実施計画を踏襲していますので、前回から、内容や取組方法を変更している部分を中心に、主な事情を説明させていただきます。

まず、19、20ページをお願いいたします。

計画全体の目的、一番上の部分ですが、こちらの目的を「市民の健康意識を高めることで、生活習慣病の重症化を予防し健康寿命の延伸を目指す」と設定し、市の健康増進計画、健康づくり推進プランの目標である健康寿命の延伸と整合を図っております。

次に、計画の各事業の内容についてですが、特定健診未受診者対策、特定保健指導未実施者対策、生活習慣病重症化予防、ジェネリック医薬品の利用促進、重複・頻回受診／重複・多剤服薬対策の5事業について、説明させていただきます。

23ページをお願いします。事業2「特定健康診査未受診者対策」であります。勧奨通知を対象者に送付し、特定健診の受診率を高めようとするものであります。その中で、対象者に受診勧奨を実施する方法ですが、令和2年度から令和4年度においては、AIを活用して、受診歴があるもののうち、健診受診に関心を持ちそうな被保険者を中心に勧奨を実施しておりました。その結果、受診率については、令和2年度は高かったものの、コロナの影響もあったかと考えられますが、令和4年度にかけて減少しております。

そのため、令和5年度からは、より広い層に受診を勧奨するため、過去5年間、未受診者、まばら受診者、40歳到達者も含めて勧奨を実施することに変更いたしました。

次に、27ページをお願いします。事業4「特定保健指導未実施者対策」であります。

早期実施者数を増やすこと、電話勧奨完了率を上昇させること、電話勧奨を全員に実施することにより、特定保健指導終了率、利用率及び電話勧奨完了者における特定保健指導利用率を高めようとするものであります。

17ページの図29「特定保健指導利用率・終了率（実施率）の推移」の中に記載がありますが、令和3年度特定保健指導実施率は23.2%、特定保健指導利用率は23.0%で、どちらも愛知県よりは高いですが、コロナ前の平成30年度の利用率25.3%に比べて低くなっており、引き続き委託業者による訪問個別保健指導の実施をすることといたしました。また、さらに実施率を向上させるため、市内医療機関で健診受診時または結果返却時に実施する早期実施について、小牧市医師会所属の医療機関との連携を強め、より力を入れたいと考えております。

次に、29ページをお願いします。事業5「生活習慣病重症化予防」であります。特定健診等のデータから血圧・脂質で所見ありの方を抽出し、通知・電話による受診勧奨を実施するものです。本計画での変更点としては、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針である「健康日本21（第三次）」でも、引き続き基本的な方向性として挙げられています「喫煙」への対策として、電話勧奨の際に禁煙推進指導を実施することを予定しています。喫煙の割合で、小牧市は

12.6%、県平均は13.7%となっており、県平均よりも低い状況ではありますが、「健康日本21（第三次）」の目標値である12.0%よりは高い状況であり対策を進めていくことといたしました。

次に、35ページをお願いします。事業8「ジェネリック医薬品の利用促進」であります。

対象者に年4回の軽減効果額を記載した差額通知はがきを送付し、ジェネリック医薬品の利用率を高めるものです。

本計画での変更点としては、二点あります。

一点目としましては、差額通知の送付基準を変更しました。「1薬剤当たりの差額が200円以上」の条件から「すべての医薬品を対象に、被保険者1人当たりの差額が100円以上」に条件を拡張しました。令和3年度から実施しており、より広い範囲にジェネリック医薬品への切り替えを周知することができ、令和4年度の利用率は82.9%の状況であります。

二点目としましては、前年度に通知対象とならなかった調剤を対象とするため、年4回通知する差額通知の対象月を前年度とずらし、より多くの対象者へ通知することとしました。

次に、37ページをお願いします。事業9「重複・頻回受診／重複・多剤服薬対策」であります。

前の計画では「重複・頻回受診対策」でしたが、国が定める「医療費適正化基本方針」では、「重複・多剤服薬に該当する患者が一定数おり医療費適正化に向けて、更なる取組の余地がある」とされております。そのような状況を踏まえ、令和4年度から重複・多剤服薬対策を加えて事業を行うこととしました。

以上、5事業の説明をさせていただきました。

次に、事前にいただいた、ご意見、一点についてご紹介いたします。先ほどと同様、資料はありません。

「45ページの歯科の部に関して、いきいき世代の受診率の増加が少しずつであるが認められている。コロナが落ちついてきた今、いっそう増えるよう歯科医師会でも前向きに尽力していきたい。また、少子化を防ぐためにも、安心して子供が産める環境を整えていけると良いと思う。」というご意見をいただきました。ご意見ありがとうございます。

歯周病は全身の健康と関係があると言われており、特に歯周病と糖尿病は相互に影響しあっています。歯科健診の重要度はとても高いと考えており、糖尿病性腎症重症化予防事業として、未受診者への受診勧奨を行っています。今後も、歯科医師会及び医師会にもご協力をいただきながら、歯科健診の受診率を高めたいと考えています。

また、安心して子供が産める環境については、喫緊の課題である少子化対策として、国が統一的に実施しているところでもあります。国の方針に則り、適切に進めていきたいと考えております。

以上で、小牧市第3期データヘルス計画素案についての説明とさせていただきます。

○ 額 額 会 長

はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。
皆様からご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

○岩田委員

資料の小牧市第3期データヘルス計画素案の目次と実際のページ数がずれているようです。

○澤尻課長

はい、今、目次のページ数と実際のページ数がずれているのではないかというお話をいただきました。再度点検をしまして、目次と一致するように修正をいたしますので、よろしくをお願いします。

○瀬瀬会長

他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○岩田委員

ジェネリックの医薬品の利用促進について、やっぱりそうしなきゃいけないと思うのですが、現状薬品の流通不足があり、目標よりは利用率が落ちてしまうのではないかという心配があります。

○澤尻課長

はい、ありがとうございます。

ジェネリック医薬品については、国のほうも利用促進を特に進めている部分であり、市としましても、差額通知や利用勧奨のパンフレットやシールを配布しているところでもあります。

流通不足というのはニュースでも聞いたことがありまして、そういった事情もありますが、市としてもできることを続けていきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

○瀬瀬会長

他によろしいでしょうか。

それではご意見もないようでありますので、(2)報告「第3期データヘルス計画素案について」につきましても、以上で終わります。

委員の皆様、他に何かご意見がございましたらお願いいたします。

特にないようでありますので、議事は終了いたします。

4 その他として事務局から報告、連絡事項等はございますでしょうか。

○澤尻課長

はい。本日はご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

先ほどご説明しました第3期データヘルス計画についてですが、今後の予定を申し上げたいと思います。

こちらについては、先ほどのご意見等をもとに修正を行い、1月中旬から約1か月

間、パブリックコメントを実施いたします。

パブリックコメントの意見をもとに、必要に応じて修正し、3月に計画策定を予定しております。

恐れ入りますが、今後の計画の修正については一任いただきたいと思います。

次に、今回の議事録につきましては、作成次第、ご署名をいただきに伺わせていただきますので、よろしく申し上げます。

今回いただきました、答申を受けまして、国保税率の改正について、条例改正の準備を進めてまいります。

また、国から国保税の限度額引上げの情報が入ってきておりますので、2月15日（木）に第3回運営協議会を予定しております。

資料が整い次第、皆様にお届けしますので、お目通しをいただき、ご意見をちょうだいできればと思います。

最後に、市内での交通事故が続いております。お車でお越しの方は、早めのライト点灯等、交通安全に十分ご注意ください。事務局からは以上です。

○瀬瀬会長

はい、ありがとうございました。それではこれもちまして本日の協議会を終了させていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席をいただき、ありがとうございました。

お疲れさまでした。